

証券コード5575

2023年8月7日

(電子提供措置の開始日：2023年8月7日)

株 主 各 位

東京都港区東麻布一丁目7番3号

株式会社G l o b e e

代表取締役 幾嶋 研三郎

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本定時株主総会の株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）は、電子提供措置をとっておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.globee.io/ir/stock/meeting>

電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「Globee」または証券「コード」に「5575」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認ください。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年8月28日（月曜日）午後5時までに、当社に到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年8月29日（火曜日） 午後4時
2. 場 所 東京都港区東麻布一丁目7番3号 当社会議室
3. 株主総会の目的事項
 - 報告事項 第9期（2022年6月1日から2023年5月31日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 取締役4名選任の件
 - 第2号議案 取締役の報酬額改定の件
 - 第3号議案 監査役の報酬額改定の件
4. 招集にあたっての決定事項
 - ◎ 議決権行使書に賛否の意思表示がない場合の取扱い
各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎ その他、株主様へのご案内事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.globee.io/ir>）に掲載させていただきます。当社ウェブサイトより適宜最新情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

事業報告

-第9期-

自 2022 年 6 月 1 日

至 2023 年 5 月 31 日

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社の事業を取り巻く環境は、当期において概ね良好であると認識しております。

教育のデジタル化は海外で先行しており、日本国内は遅れをとっている状況であります。OECD による各国の教育現場に関する調査結果(注1)によると 2018 年時点では、「1 週間のうち、教室の授業でデジタル機器を利用する割合」が OECD 平均値は 43.0%であるのに対し、日本は 13.6%に留まっておりました。しかしながら 2019 年に政府より発表された GIGA スクール構想のもと生徒一人一台の端末普及が目指されており、新型コロナウイルスの影響も相まって学校現場での端末普及が進み、日本国内でもデジタル化が加速しつつあります。教育用コンピュータ 1 台当たりの児童生徒数(注2)は 2020 年 3 月時点の約 4.9 人/台から 2022 年 3 月時点の 0.9 人/台まで普及が進んでいると文部科学省より発表されております。教育現場でのデジタル化は海外で先行するなか、国内マーケットはまだ発展途上であり、大きな拡大余地があると考えております。

また、当社のサービスは主にスマートフォン・タブレット向けのアプリであり、有料プランを中心とするユーザーによる課金により収益を獲得しております。世界のアプリ市場は拡大を続けており、ユーザーの日常生活へのモバイル及びアプリの浸透は顕著であります。ユーザー一人当たりの一日の時間のうち睡眠を除く消費時間の約 3 分の 1 をモバイルでの消費が占めるというデータ(注3)があります。近年では学習においてもアプリを利用するというユーザーの行動が当たり前になりつつあります。また、アプリに対して課金して使用するという行動が全世界的に浸透してきており、アプリへの課金金額(消費支出額)(注3)は年々増加しております。従来はゲームアプリへの課金が多く占めておりましたが、特に近年ではゲーム以外のアプリへの課金が増えていることが特徴的な傾向であります。

このような環境の下、当社は AI 英語教材「abceed (エービーシード)」の企画・開発・運営を行っており、会員数は堅調に増加しております。また、英語コーチングサービスである「ABCEED ENGLISH」も提供しております。

当社の業績は、売上高は 947,668 千円(前期比 33.6%の増加)、営業利益は

246,370 千円（前期比 284.9%の増加）、経常利益は 241,772 千円（前期比 287.7%の増加）、当期純利益は 172,479 千円（前期比 217.0%の増加）となりました。

（注 1）OECD「生徒の学習到達度調査 2018 年調査（PISA2018）」より当社集計

（注 2）文部科学省「令和 3 年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」を参照。「教育用コンピュータ」とは、主として教育用に利用しているコンピュータのことを指し、教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まず、指導者用と学習者用の両方を含み、タブレット型コンピュータのほか、コンピュータ教室等に整備されているコンピュータを含む

（注 3）App Annie「モバイル市場年鑑 2022 年」のデータを参照

（2） 設備投資の状況

該当事項はありません。

（3） 資金調達の状況

該当事項はありません。

（4） 財産及び損益の状況

区分	第 6 期	第 7 期	第 8 期	第 9 期 (当事業年度)
売上高（千円）	223,262	411,429	709,387	947,668
当期純利益（千円）	13,909	△25,888	54,410	172,479
一株当たり 当期純利益（円）	2.85	△5.30	11.14	35.30
総資産（千円）	257,104	425,886	648,869	1,036,302
純資産（千円）	71,651	45,763	100,173	272,653

（注）「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

（５） 対処すべき課題

①サービス・プロダクト開発の強化

収益の柱となる有料会員や導入法人数の拡大のためには、機能開発・ユーザビリティ追求のための取組みを強化していくことが重要だと考えております。教材・教科書のほか解説・講義動画、映画・ドラマ等のエンターテインメントコンテンツなどの幅広いコンテンツに対応するために、出版社との連携、新領域のライセンス獲得活動及び社内のコンテンツ開発体制の強化を図ってまいります。

②販売・マーケティング体制の強化

国内でのさらなるユーザー数の拡大や有料会員数、導入法人数の拡大のため、積極的なマーケティング及びブランディング、営業体制を構築することが重要だと考えております。

③優秀な人材の確保

ミッションに共感して当社の事業成長に寄与する優秀な人材を確保することが、サービス・プロダクト開発の強化、販売・マーケティング体制の強化その他の事業運営にとって重要だと考えております。積極的な採用活動、採用力の強化に加え、社内の適切な人事制度などの確保に注力してまいります。

④安定的な収益基盤の強化

当社は、今後の持続的な成長を実現するためには、安定的な収益基盤の確保及び強化が必要であると考えております。そのために必要なサービス・プロダクト開発、販売体制の強化、人材の獲得をしていくために、有料会員を中心とした売上の維持、拡大で、安定的に資金獲得を持続できる収益基盤を強化してまいります。

（６） 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

（７） 主要な事業内容（2023年5月31日現在）

事業区分	事業内容
教育サービス業	スマートフォン向けアプリ及びウェブ上で利用できる AI 英語教材「abceed（エービーシード）」の運営

（８） 主要な事業所（2023年5月31日現在）

事業区分	事業内容
本社	東京都港区東麻布一丁目7番3号

(9) 従業員の状況 (2023 年 5 月 31 日現在)

従業員数	前事業年度末比増減
34 名	8 名増

(1 0) 主要な借入先 (2023 年 5 月 31 日現在)

借入先	借入金残高
りそな銀行	14,964 千円
きらぼし銀行	11,686 千円
三井住友銀行	3,380 千円

(1 1) その他企業集団の現況に関する重要な事項

2023 年 6 月 14 日に東京証券取引所グロース市場に上場しました。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 19,544,000 株
 (2) 発行済株式の総数 4,886,000 株
 (3) 株主数 5 名
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
幾嶋研三郎	4,000,000	81.8%
NVCC8 号投資事業 有限責任組合	446,000	9.1%
上赤一馬	320,000	6.5%
株式会社としすみ	96,000	1.9%
株式会社 SEKAISHA	24,000	0.4%

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日において会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

		第 1 回新株予約権
発行決議日		2017 年 7 月 27 日
新株予約権の数		80,000 個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 80,000 株 (新株予約権 1 個につき 1 株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 25 円 (1 株当たり 25 円)
権利行使期間		2019 年 7 月 28 日から 2027 年 7 月 27 日まで
行使の条件		(注 1)
役員の保有状況	取締役	新株予約権の数 80,000 個 目的となる株式数 80,000 株 保有者数 1 名

(注) 第 1 回新株予約権の行使条件は以下の通りであります。

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員及び社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、又は定年により退職した場合、その他当社の取締役会が承認した場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。ただし、取締役会の承認を得ることを条件とする。
- ③ 新株予約権の目的となる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日（以下、「上場日」という。）までは新株予約権を行行使することはできない。

- ④ 新株予約権の行使にあたっては、以下の区分に従って、割当てられた権利の一部又は全部を行使することができる。
- (i) 上場日以降、割当てられた権利の3分の1について行使することができる。
 - (ii) 上場日から1年が経過する日以降、割当てられた権利の3分の2について行使することができる。
 - (iii) 上場日から2年が経過する日以降、割当てられた権利のすべてについて行使することができる。
 - (iv) 上記各期間における行使可能な権利の累計数は、当該期間以前の期間に既に行使した部分を含むものとする。

第2回新株予約権	
発行決議日	2020年8月12日
新株予約権の数	9,772個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 9,772株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 112円 (1株当たり112円)
権利行使期間	2022年8月13日から2030年8月12日まで
行使の条件	(注1)
役員の保有状況	取締役 新株予約権の数 9,772個 目的となる株式数 9,772株 保有者数 1名(付与時点では従業員)

(注) 第2回新株予約権の行使条件は以下の通りであります。

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員及び社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、又は定年により退職した場合、その他当社の取締役会が承認した場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。ただし、取締役会の承認を得ることを条件とする。
- ③ 新株予約権の目的となる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日(以下、「上場日」という。)までは新株予約権を行行使することはできない。
- ④ 新株予約権の行使にあたっては、以下の区分に従って、割当てられた権利の一部又は全部を行行使することができる。
 - (i) 上場日以降、割当てられた権利の3分の1について行使することができる。
 - (ii) 上場日から1年が経過する日以降、割当てられた権利の3分の2について行使することができる。
 - (iii) 上場日から2年が経過する日以降、割当てられた権利のすべてについて行使することができる。
 - (iv) 上記各期間における行使可能な権利の累計数は、当該期間以前の期間に既

に行使した部分を含むものとする。

		第3回新株予約権
発行決議日		2021年7月28日
新株予約権の数		18,521個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 18,521株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 112円 (1株当たり112円)
権利行使期間		2023年7月29日から2031年7月28日まで
行使の条件		(注1)
役員の保有状況	取締役	新株予約権の数 9,771個 目的となる株式数 9,771株 保有者数 1名
	従業員	新株予約権の数 8,750個 目的となる株式数 8,750株 保有者数 4名

(注) 第3回新株予約権の行使条件は以下の通りであります。

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位またはこれに準じた地位を有していなければならない。
- ② 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ④ 新株予約権の行使にあたっては、以下の区分に従って、割当てられた権利の一部又は全部を行使することができる。
 - (i) 上場日以降、割当てられた権利の3分の1について行使することができる。
 - (ii) 上場日から1年が経過する日以降、割当てられた権利の3分の2について行使することができる。
 - (iii) 上場日から2年が経過する日以降、割当てられた権利のすべてについて行使することができる。
 - (iv) 上記各期間における行使可能な権利の累計数は、当該期間以前の期間に既に行使した部分を含むものとする。

		第4回新株予約権
発行決議日		2022年8月25日
新株予約権の数		38,294個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 38,294株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 250円 (1株当たり 250円)
権利行使期間		2024年8月26日から2032年8月25日まで
行使の条件		(注1)
役員の保有状況	取締役	新株予約権の数 19,544個 目的となる株式数 19,544株 保有者数 1名
	従業員	新株予約権の数 18,750個 目的となる株式数 18,750株 保有者数 8名

(注) 第4回新株予約権の行使条件は以下の通りであります。

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位またはこれに準じた地位を有していなければならない。
- ② 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ④ 新株予約権の行使にあたっては、以下の区分に従って、割当てられた権利の一部又は全部を行使することができる。
 - (i) 上場日以降、割当てられた権利の3分の1について行使することができる。
 - (ii) 上場日から2年が経過する日以降、割当てられた権利の3分の2について行使することができる。
 - (iii) 上場日から3年が経過する日以降、割当てられた権利のすべてについて行使することができる。
 - (iv) 上記各期間における行使可能な権利の累計数は、当該期間以前の期間に既に行使した部分を含むものとする。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況(2023年5月31日現在)

氏名	地位	重要な兼職の状況
幾嶋研三郎	代表取締役	－
上赤一馬	取締役	－
指田恭平	取締役	－
佐藤崇弘	取締役	医療法人社団寿澄 理事 株式会社としすみ 取締役 株式会社CTIS 代表取締役 一般財団法人寿澄 理事長
中村孝男	常勤監査役	－
北村賢二郎	監査役	－
中山寿英	監査役	株式会社シンクロフード 監査役 かっこ株式会社 取締役 株式会社みなとグローバル 代表取締役

(注1) 取締役 佐藤崇弘氏は社外取締役であります。また、常勤監査役 中村孝男氏、監査役 北村賢二郎氏、中山寿英氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(注2) 取締役 佐藤崇弘氏は、会社経営の豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営判断への助言・提言及び業務執行の監督に適しているため、経営陣とは独立した立場からの経営の監督を行っております。

常勤監査役 中村孝男氏は事業会社における管理部門での実務経験や上場会社における監査役の経験を有するものであります。

監査役 中山寿英氏は税理士及び公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

監査役 北村賢二郎氏は弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。

(注3) 取締役 佐藤崇弘氏、常勤監査役 中村孝男氏、監査役 北村賢二郎氏、中山寿英氏との間で、その職務を行うにつき善意ありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、社外取締役および監査役全員との間で会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項に規定する最低責任限度額としております。

(3) 当事業年度に係る役員の報酬等の総額等

区分	支給 人数	報酬等の種類別の額			計
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役	4 人	41, 175 千円	—	4, 886 千円	46, 061 千円
監査役	3 人	6, 600 千円	—		6, 600 千円
計	7 人	47, 775 千円	—	4, 886 千円	52, 661 千円

＜上記報酬等に関する事項＞

① 非金銭報酬等に関する事項

取締役への非金銭報酬等は、2022 年 8 月 25 日発行決議のストック・オプションであります。その概要は、3. 新株予約権に関する事項において「第 4 回新株予約権」に記載しております。

② 取締役および監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2022 年 8 月 25 日開催の第 8 回定時株主総会において年額 60, 000 千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は 4 名（うち、社外取締役は 1 名）です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2022 年 8 月 25 日開催の第 8 回定時株主総会において年額 6, 600 千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は 3 名です。

③ 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

当社は、取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会決議において、代表取締役社長幾嶋研三郎に対し各取締役の報酬額の配分について決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の職責、業務執行状況に応じて評価を行うには代表取締役社長が最適であると判断したためであります。代表取締役社長は、株主総会において承認を得た報酬等の上限額の範囲内において、当社の業績、役員個々の功績及び社会情勢等を総合的に勘案し、社外取締役の関与・助言を受けた上で決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

また、監査役の報酬等については、株主総会の決議により承認された報酬総額の範囲内で、法令等に定める監査役機能を十分に果たすために必要な報酬額を監査役の

協議により決定しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

取締役の報酬の額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会決議において、代表取締役社長幾嶋研三郎に対し各取締役の報酬額の配分について決定を委任しております。また、監査役については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役佐藤崇弘は、医療法人社団寿澄の理事、株式会社としすみの取締役、株式会社C T I Sの代表取締役、一般財団法人寿澄の理事長であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

監査役中山寿英は、株式会社シンクロフードの監査役、かつこ株式会社の取締役、株式会社みなとグローバルの代表取締役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況等

氏名	地位	主な活動状況等
佐藤崇弘	取締役	2022 年 8 月 25 日就任後、当事業年度に開催された 13 回の取締役会に出席し、企業経営に携わった経験・見識としての専門的見地から適宜発言を行っております。
中村孝男	常勤監査役	当事業年度に開催された 16 回の取締役会すべてに出席し、また監査役会 13 回すべてに出席し、上場会社における監査役の経験・見識としての専門的見地から適宜発言を行っております。
北村賢二郎	監査役	当事業年度に開催された 16 回の取締役会すべてに出席し、また監査役会 13 回すべてに出席し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
中山寿英	監査役	当事業年度に開催された 16 回の取締役会すべてに出席し、また監査役会 13 回すべてに出席し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

報酬等の額	15,000 千円
当社が支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額	15,000 千円

(注1) 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第 399 条第 1 項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

会計監査人が、会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(ア) コーポレート・ガバナンス

- ・取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。

- ・監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査規程」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。

- ・取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

(イ) コンプライアンス

- ・「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、会社におけるコンプライアンスに関する基本事項を定め、社内研修等必要な諸活動を推進し、取締役及び使用人の法令遵守意識の定着と運用の徹底を図る。

- ・各部門の責任者は、部門固有のコンプライアンス・リスクを認識し、主管部署とともに法令遵守体制の整備及び推進に努める。

- ・取締役及び使用人は、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会生活の発展を妨げる反社会的勢力に対しては毅然とした態度で組織的に対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。

- ・反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対策規程」を定め、通達等において主管部署及び情報収集、管理、報告方法等を定める他、外部専門機関との連携による情報収集や社内研修の実施を通して、事案の発生時に速やかに対処できる体制を構築する。

(ウ) 財務報告の適正性確保のための体制整備

- ・金融商品取引法及び関係法令等が定める評価・監査の基準並びに実施基準に沿った適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるために、代表取締役の指示の下、内部統制の整備及び運用の体制を構築する。

- ・取締役及び監査役は、財務報告とその内部統制に関し、適切に監督監視する責任を理解し、実行する。

- ・商取引管理及び経理に関する社内規程を整備し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図る。

- ・財務報告に係る内部統制上重点的な対応が必要となる業務を、リスク評価を実施の上、文書化し、その運用を監査する。

(エ) 内部監査

内部監査担当が、「内部監査規程」に基づき、業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。

b. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

(ア) 機密管理体制の整備

- ・「文書管理規程」、「秘密保持規程」及び「システム管理規程」に基づき、機密情報の管理並びに保全に努め、企業機密漏洩の防止及び企業機密の適正な活用を図る。
- ・取締役会の記録及びその他稟議書等、取締役の職務執行に係る重要な情報を、法令及び社内規程等の定めるところにより保存し、「文書管理規程」に基づき管理し、取締役及び監査役は、いつでも、これらを閲覧することができる。
- ・会社の重要な情報の適時開示及びその他の開示を所管する部署を設置するとともに、取締役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で、法令等に従い適時適切に開示する。

(イ) 教育体制の整備

情報セキュリティの重要性を認識し、高い意識を保持できるよう、必要な教育、研修を社内において実施する。

c. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

(ア) 管理体制

「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、会社におけるリスクマネジメントに関して必要な事項を定めるとともに、社内委員会を設置し、リスクを総括的且つ個別的に管理する。

(イ) 報告体制の整備

- ・取締役は、事業上の重要なリスクに関しては、取締役会等を通じ、監査役及びその他の関係者に対し、適切に伝達・共有する。
- ・取締役は、内部統制に係る重要な欠陥等の情報を、取締役会等を通じ、監査役及びその他の関係者に対し、適切に伝達・共有する。
- ・取締役は、企業外部からの情報についても、適切に利用し、取締役、監査役に適切に伝達する。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保する体制

(ア) 職務権限・責任及び分掌の明確化

- ・ 決裁項目ごとの決裁方法、決裁機関もしくは決裁者を定めた「職務権限規程」を制定する。

- ・ 業務の執行が効率的に行われるように、前項の「職務権限規程」と共に「組織規程」において、業務分掌を定め業務執行を明確にする。

(イ) 意思決定の迅速化

取締役会は、定例だけでなく、必要に応じて開催することにより、重要事項の意思決定及び業務執行の監督を迅速且つ機動的に行う。

(ウ) 報告体制の整備

- ・ 取締役は、取締役会等を通じ、取締役に対し積極的に課題等の共有及び報告を行う。
- ・ 事業計画を定め、達成すべき目標を明確にし、定期的（月次、四半期、半期、年間）に進捗を確認し、必要な対策や見直しを行う。

e. 取締役及び使用人による監査役への報告体制

(ア) 監査役の独立性の確保

当社では、監査役の半数以上は社外監査役とする。

(イ) 報告体制の整備

- ・ 監査役は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、また、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧する。代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において、その担当する業務の執行状況を報告する。

- ・ 取締役及び使用人は、重大な法令または定款違反及び不正な行為並びに当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告する。また、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び従業員に対し報告を求めることができる。

- ・ 使用人は、監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実等を直接報告することができる。

- ・ 監査役に対して報告を行った取締役及び使用人に対する不利益取扱を禁止する。

f. その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保する体制

- ・ 監査役は、内部監査担当と緊密な関係を保つとともに、必要に応じて内部監査担当に調査を求める。また、監査役は会計監査人と定期的に会合を持って意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

- ・ 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、会社の顧問弁護士とは別の弁護士その他の外部専門家を自らの判断で起用することができる。

- ・ 監査役は、監査役の職務を補助すべき使用人を確保することができ、当該使用人は、

・監査役がその職務を執行するうえで、会社に対し、会社法第 388 条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において確認のうえ、速やかに当該費用または債務を処理する。

当社は、企業価値の継続的な向上を図るためには、あらゆるステークホルダーから当社に対して継続的な信頼を得ることが重要であると認識しております。当該認識のもと、企業の健全性、透明性を高めるために、効率的で合理的な経営体制を可能とする社内統制を構築するとともに、当社の役職員に対し、法令、社会規範、倫理等について継続的に意識の維持向上を図ることで、コーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

The diagram illustrates the internal control system of a public company, showing the hierarchy and flow of information and supervision.

- 株主総会 (Shareholders' Meeting):** The highest authority, responsible for the selection and dismissal of the Board of Directors and the Board of Supervisors.
- 取締役会 (Board of Directors):** Elected by the Shareholders' Meeting, it oversees the business execution and reports to the Shareholders' Meeting. It also oversees the Board of Supervisors.
- 監査役会・監査役 (Board of Supervisors/Supervisors):** Elected by the Shareholders' Meeting, they supervise the Board of Directors and the business execution.
- リスク・コンプライアンス委員会 (Risk and Compliance Committee):** Reports to the Board of Directors.
- 業務執行機関 (Business Execution Organs):**
 - 代表取締役社長 (Representative Director/President):** Oversees the business execution and reports to the Board of Directors. They issue instructions to the departments and the Internal Audit Officer.
 - 各部門 (Departments):** Execute the business under the instructions of the President and report back to them.
 - 内部監査担当者 (Internal Audit Officer):** Performs internal audits, reports to the Board of Supervisors, and provides support to the departments.
- 会計監査人 (Accounting Auditor):** Performs independent audits of the company's financial statements and reports to the Shareholders' Meeting.
- 連携 (Cooperation):** Indicated by dashed lines, showing cooperation between the Internal Audit Officer and the Accounting Auditor, and between the Internal Audit Officer and the Board of Supervisors.
- 報告 (Reporting):** Indicated by dashed lines, showing the reporting relationship from the Internal Audit Officer to the Board of Supervisors and from the Accounting Auditor to the Shareholders' Meeting.

当社は株主還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、剰余金の配当については、内部留保とのバランスを考慮して適切な配当の実施をしていくことを基本方針としております。しかしながら、現時点では事業も成長段階にあることから内部留保の充実が重要であると考え、配当を行っておらず、今後の配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。

19

貸 借 対 照 表

(2023年 5 月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	882,545	流 動 負 債	759,099
現 金 及 び 預 金	549,013	買 掛 金	78,259
売 掛 金	202,415	未 払 金	22,317
前 払 費 用	131,008	未 払 費 用	14,188
そ の 他 流 動 資 産	107	預 り 金	1,436
固 定 資 産	153,757	契 約 負 債	494,127
有 形 固 定 資 産	17,744	賞 与 引 当 金	25,547
建 物 附 属 設 備	19,133	一年以内返済予定長期借入金	30,030
工 具 器 具 備 品	9,692	未 払 法 人 税 等	71,714
減 価 償 却 累 計 額	△11,081	未 払 消 費 税 等	21,478
無 形 固 定 資 産	116,382	固 定 負 債	4,550
ソ フ ト ウ ェ ア	108,435	資 産 除 去 債 務	4,550
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	7,947		
投 資 そ の 他 の 資 産	19,631	負 債 合 計	763,649
差 入 保 証 金	1,200	(純 資 産 の 部)	
繰 延 税 金 資 産	18,431	資 本 金	32,476
		資 本 剰 余 金	30,476
		資 本 準 備 金	30,476
		利 益 剰 余 金	209,701
		繰 越 利 益 剰 余 金	209,701
		(うち当期純利益)	172,479
		純 資 産 合 計	272,653
資 産 合 計	1,036,302	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,036,302

損 益 計 算 書

〔 自 2022年 6 月 1 日
至 2023年 5 月 31 日 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
【 売 上 高 】		
売 上 高		947,668
【 売 上 原 価 】		
売 上 原 価		483,087
売 上 総 利 益		464,581
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		218,211
営 業 利 益		246,370
【 営 業 外 収 益 】		
受 取 利 息	5	
受 取 配 当 金	0	
雑 収 入	32	38
【 営 業 外 費 用 】		
支 払 利 息	705	
支 払 手 数 料	308	
雑 損 失	177	
上 場 関 連 費 用	3,444	4,636
経 常 利 益		241,772
特 別 利 益		-
特 別 損 失		-
税 引 前 当 期 純 利 益		241,772
法 人 税 等		79,699
法 人 税 等 調 整 額		△10,406
当 期 純 利 益		172,479

株主資本等変動計算書

〔 自 2022年6月1日
至 2023年5月31日 〕

(単位：千円)

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主 資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	32,476	30,476	30,476	37,221	37,221	100,173	100,173
当 期 変 動 額							
当 期 純 利 益			-	172,479	172,479	172,479	172,479
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			-		-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	172,479	172,479	172,479	172,479
当 期 末 残 高	32,476	30,476	30,476	209,701	209,701	272,653	272,653

【個別注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備については、定額法）によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 10 年

工具器具備品 4～15 年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する各事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) コンテンツ単品販売

当社「abceed」内で利用できる人気の学習教材単品の販売を行っております。顧客が学習教材を購入し、「abceed」内で利用できる状態になった時点でサービスの提供が完了したとし、履行義務は充足されるためその一時点で収益認識しております。

(2) 「abceed」有料プラン

当社「abceed」各機能が利用できる有料プランの販売を行っております。有料プラ

ン利用料金は、顧客が有料プランのサービスを利用することで、履行義務が充足され
ると考えられるため、当該契約期間に応じて収益認識しております。

(3) コーチングサービス

当社は、個別最適化されたカリキュラムで行う TOEIC®対策のコーチングサービスで
ある「ABCEED ENGLISH」のサービスを行っております。コーチングサービス利用料金
については、契約期間に応じて顧客がコーチングサービスを受講することで、履行義
務が充足されるため、当該契約期間に応じて収益認識しております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産	10,406

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できるこ
とや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上してお
ります。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの
前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産
及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式総数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	4,886,000 株	-株	-株	4,886,000 株

(2) 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

(3) 新株予約権等に関する事項

	第 1 回 新株予約権	第 2 回 新株予約権	第 3 回 新株予約権	第 4 回 新株予約権
目的となる 株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる 株式の数	80,000 株	9,772 株	18,521 株	38,294 株
新株予約権 の残高	80,000 個	9,772 個	18,521 個	38,294 個

(4) 配当に関する事項

該当事項はありません。

(5) 株式引受権に係る株式会社の株式の数

該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生は、賞与引当金、未払事業税の否認等であり、繰延税金負債の発生は、資産除去債務に対する除去費用であります。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な運転資金を銀行借入により調達しております。一時的な余剰資金については預金により保有しており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金等は、全て 1 年以内の支払期日であります。

また、敷金及び保証金は本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

1 年内返済予定の長期借入金は運転資金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、新規取引先等について与信調査を行い、定期的なモニタリングを行うとともに、顧客ごとに期日及び残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、含まれておりません（(注) 2. 参照）。また、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
1 年内返済予定の 長期借入金	30,030	30,017	12
負債計	30,030	30,017	12

(注) 1. 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	当事業年度
敷金及び保証金	1,200

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	549,013	—	—	—
売掛金	202,415	—	—	—
合計	751,429	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における調整されていない相場価格によって算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
1 年内返済予定の長期借入金	—	30,017	—	30,017
合計	—	30,017	—	30,017

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

1 年内返済予定の長期借入金

借入契約ごとに分類した当該長期借入金の元利金を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

- (1) 1株当たり純資産額 55円80銭
- (2) 1株当たり当期純利益 35円30銭

(重要な後発事象)

(一般募集による新株式の発行)

当社は、2023年6月14日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2023年5月11日及び2023年5月26日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議し、2023年6月13日に払込が完了いたしました。

① 募集方法	: 一般募集 (ブックビルディング方式による募集)
② 発行する株式の種類及び数	: 普通株式 110,800株
③ 発行価格	: 1株につき 1,150円
一般募集はこの価格にて行いました。	
④ 引受価額	: 1株につき 1,058円
この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受け取った金額であります。なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。	
⑤ 払込金額	: 1株につき 918円
この金額は会社法上の払込金額であり、2023年5月26日開催の取締役会において決定された金額であります。	
⑥ 資本組入額	: 1株につき 529円
⑦ 発行価格の総額	: 127,420千円
⑧ 払込金額の総額	: 101,714千円
⑨ 資本組入額の総額	: 58,613千円
⑩ 払込期日	: 2023年6月13日
⑪ 資金の用途	: 借入金の返済、ソフトウェア及びコンテンツ開発費

独立監査人の監査報告書

2023年7月20日

株式会社Globee

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 藤本 浩巳 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 島津 慎一郎 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Globeeの2022年6月1日から2023年5月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年6月1日から2023年5月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び太陽有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかについて監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示し

ているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3 後発事象

(一般募集による新株式の発行)

当社は、2023 年 6 月 14 日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2023 年 5 月 11 日及び 2023 年 5 月 26 日開催の取締役会において、新株式の発行を決議し、2023 年 6 月 13 日に払込が完了いたしました。

① 発行する株式の種類及び数：普通株式 110,800 株

② 払込金額の総額：101,714 千円

③ 資本組入額の総額：58,613 千円

2023 年 7 月 25 日

株式会社 Globee 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 中 村 孝 男 印

監査役(社外監査役) 中 山 寿 英 印

監査役(社外監査役) 北 村 賢二郎 印

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、以下4名を取締役に選任をお願いしたいと存じます。うち、佐藤崇弘氏は社外取締役であります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	幾嶋 研三郎 (1991年5月31日生)	2014年6月：株式会社Globee 創業 代表取締役 2015年4月：ソフトバンク株式会社入社 2017年1月：ソフトバンク株式会社退社 重要な兼職： 兼職は無し	4,000,000 株
2	上赤 一馬 (1990年4月20日生)	2015年4月：ソフトバンク株式会社入社 2017年8月：株式会社Globee 入社 取締役兼CTO 重要な兼職： 兼職は無し	320,000 株
3	指田 恭平 (1991年6月5日生)	2015年4月：野村證券株式会社入社 2019年7月：株式会社ジェイ・ウィル・アドバンス (現 株式会社ジェイ・ウィル・アセットマネジメント) 入社 2020年4月：株式会社Globee 入社 管理部長 2020年12月：当社取締役 重要な兼職： 兼職は無し	0 株
4	佐藤 崇弘 (1980年4月22日生)	2002年4月：知的障害者施設ふれあい福祉会代表 2004年3月：有限会社ライフサポート代表 2004年3月：有限会社宮城福祉総合研究所代表 2004年9月：長野県コモンズ福祉課福祉幹、社会参事 2005年12月：株式会社イデアルキャリア（現、株式会社LITALICO）代表取締役 2016年9月：株式会社SEKAISHA 代表取締役	120,000 株

		2020 年 2 月：医療法人社団寿澄 理事（現任） 2021 年 3 月：株式会社としすみ 取締役（現任） 2021 年 6 月：株式会社 CTIS 代表取締役（現任） 2021 年 11 月：一般財団法人寿澄 理事長（現任） 重要な兼職： 株式会社 CTIS 代表取締役（現任） 一般財団法人寿澄 理事長（現任）	
--	--	--	--

- （注 1） 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- （注 2） 佐藤崇弘氏の所有する当社株式の数は、佐藤崇弘氏の保有会社である株式会社 SEKAISHA、株式会社としすみが所有する当社株式の数の合計であります。
- （注 3） 佐藤崇弘氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
- （注 4） 佐藤崇弘氏は企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補として選任をお願いするものであります。選任後は、経営経験者としての専門的な知識を活かし、主に経営的な目線から経営計画の策定等に関し取締役会等においてご発言をいただくとともに経営計画の進捗状況等につき監督していただくことを期待します。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって 1 年となります。
- （注 5） 当社は社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第 27 条において、社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、佐藤崇弘氏は、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定です。

第2号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2022年8月25日開催の第8回定時株主総会において、年額金60,000千円以内と決議いただいておりますが、その後の経済情勢や経営環境の変化に伴い取締役の責務が増大していること、および今後、当社の中長期的な業績向上と企業価値の増大に向け、取締役の体制強化を目的として、取締役の報酬総額を年額70,000千円以内（うち社外取締役分年額2,400千円以内）と改めさせていただきたいと存じます。本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）であり、第1号議案が原案どおり承認可決された場合も同数となります。

第3号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、2022年8月25日開催の第8回定時株主総会において、年額金6,600千円以内と決議いただいておりますが、事業拡大に伴う業務の増加及び監査体制の充実を図るため、監査役の報酬総額を年額金7,600千円以内と改めさせていただきたいと存じます。

なお、現在の監査役の員数は3名ですが、監査役の員数に変更はありません。

以 上